

保険金のお支払いについて

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額(同一の契約年度に生じた事故による傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。)	次の事由によって生じた傷害 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被保険者の無免許運転、法令に定める酒気帯び運転または麻薬などを使用しての運転中に生じた事故 ●被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ●被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動(ただし、テロ行為を除きます。)
後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の4%~100%(契約年度ごとに合算し死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。)	●むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの 次の間に生じた事故によって被った傷害 ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等、モーターボートなどの乗用用具を用いて競技等をしている間、または競技場等において競技等に準ずる方法・態様により乗用用具を使用している間の事故
入院保険金	傷害により、入院した場合	1日につき、入院保険金日額(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ)	
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合(ただし、1事故につき手術1回が限度)	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額	
通院保険金	傷害により、通院した場合(通院とは、医師が必要であると認め、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。)	1日につき、通院保険金日額(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日が限度)	告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)など (注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。
賠償責任保険金	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ・被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ・日常生活に起因する事故 賠償責任部分は、以下の方も補償対象となります。 配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子(本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方を含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)) なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。 また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために要した必要・有益な費用等。なお、損害賠償金は1回の事故につき、保険証券記載の賠償責任保険金額が限度。 ※国内示談交渉サービス付 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。	次の事由によって生じた損害 ●保険契約者、被保険者の故意 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動(ただし、テロ行為を除きます。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波次の損害賠償責任を負担することによって被った損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●預かっていたまたは借りていた他人の財物についての賠償責任 ●船舶・車両などの所有、使用または管理に起因する賠償責任(車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いす・歩行補助車を含みません。)

一時払退職者傷害保険のご案内

一時払退職者傷害保険の特長については、右記2次元コードもしくは下記URLから動画にてご確認ください。

<https://mysonpo.jp/movie/22IBS/index.html>



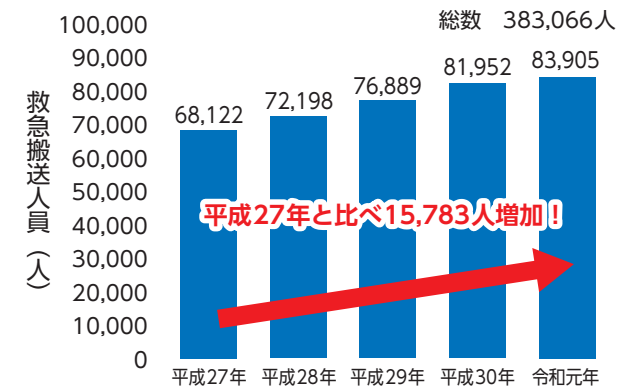
~日常生活のさまざまなケガに備えることができる保険です~

ケガに備えることの重要性について

高齢者の方にとって、転倒・転落は骨折や頭部外傷等の大けがにつながりやすく、それが原因で介護が必要になることもあります。たとえ骨折の症状が軽くても、若い時に比べると回復に時間がかかります。転倒の危険性を意識し転倒事故を防ぐと同時に、もしものときに備えましょう。

出典：内閣府大臣官房政府広報室「政府広報オンライン」

【日常生活事故での高齢者の救急搬送人員の推移】



出典：東京消防庁「救急搬送データからみる高齢者の事故」

制度の特長

急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

- 入院しなくても**通院だけでも給付されます**。(詳細は「保険金のお支払いについて」の通院保険金をご確認ください) 傷害による入院だけでなく通院まで補償いたします。
- 入院も通院も**1日目から給付されます**。傷害による入院だけでなく通院も1日目から給付されます。
- 「熱中症」および「細菌性・ウイルス性食中毒」による**入院・通院等も補償いたします。(死亡保険金は対象外)
- 日常生活における**個人への賠償責任も補償いたします**。
 (国内示談交渉サービス付)
 <<示談交渉サービスについて>>
 被保険者の同意を得て、被保険者に代わって保険会社が示談に向けた交渉を行ないます。被保険者が自ら被害者側との交渉を経て損害賠償額を確定させるには、時間的にも精神的にも多大な労力を要することになりますが、こうした負担を軽減することができます。※日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故について示談交渉サービスが利用できます。
- 保険金のご請求金額が10万円以下の場合、**診断書の提出は原則不要です**。請求書と付属書類へのご記入だけで簡単に保険金請求ができます。ただし、ご請求内容によって診断書のご提出をお願いする場合がございます。

お申込みの流れについて

- 意思確認用紙(予約表)をご記入のうえ、団体窓口所定の提出先にご提出ください。**
保険契約申込書を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅宛送付いたします。
- 保険契約申込書に必要事項をご記入のうえ、明治安田ライフプランセンター(株)にご返送ください。**
保険料専用振込用紙を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅宛送付いたします。
- 保険料専用振込用紙にて、保険料を最寄りの金融機関からお振り込みください。**
保険料入金を確認後、保険証券を明治安田損害保険(株)よりご自宅宛送付いたします。
- ご契約成立後のご照会などは、「下記」取扱代理店または明治安田損害保険(株)にお問い合わせください。**



詳細はパンフレットをご参照ください。◆ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書(重要事項のご説明)」をご覧ください。

お問い合わせ先

【引受損害保険会社】
明治安田損害保険株式会社
 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
 TEL : 03-3257-3177(営業推進部)

【取扱代理店】
明治安田ライフプランセンター株式会社
 〒171-0033 東京都豊島区高田3-19-10 7階
 TEL : 03-5952-1061

【取扱代理店】

保険期間

保険料のお払い込みのあった月の翌月1日より10年間です。 ※保険契約申込書にてご確認ください。

加入資格

保険期間開始日現在、満15歳～満75歳までの方が対象となります。ご加入はおひとり一回限り(更新なし)です。

補償内容

補償額は職種級別により異なります。

A級職種(無職・教員・事務・販売など)の場合 (A級:危険の少ない職業)					
申込型	10G型	20G型	30G型	40G型	
一時払保険料	10万円	20万円	30万円	40万円	
(ひと月あたり保険料)	(約834円)	(約1,667円)	(約2,500円)	(約3,333円)	
傷害	死亡・後遺障害保険金	276.5万円	671.9万円	1,156.0万円	1,756.9万円
	入院保険金日額	4,000円	7,000円	8,500円	10,000円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,500円
	手術保険金	2.0・4.0万円	3.5・7.0万円	4.25・8.5万円	5.0・10.0万円
賠償責任保険金	1億円	1億円	1億円	1億円	
B級職種(農業・自動車運転手・建設業者など)の場合 (B級:危険の大きい職業)					
申込型	10G型	20G型	30G型	40G型	
一時払保険料	10万円	20万円	30万円	40万円	
(ひと月あたり保険料)	(約834円)	(約1,667円)	(約2,500円)	(約3,333円)	
傷害	死亡・後遺障害保険金	155.0万円	230.7万円	487.6万円	986.8万円
	入院保険金日額	2,000円	6,000円	7,000円	8,000円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,000円
	手術保険金	1.0・2.0万円	3.0・6.0万円	3.5・7.0万円	4.0・8.0万円
賠償責任保険金	1億円	1億円	1億円	1億円	

※補償額は職種級別により異なります。職種級別は、お仕事の内容に応じて決まります。ご退職後もお仕事をされる方で、職種級別について不明な場合は、取扱代理店までお問い合わせください。
 ※保険契約締結後、職業・職務の変更があった場合は、遅滞なく取扱代理店へお申し出ください。
 職種級別A級⇒職種級別B級への変更の場合、保険料の差額について追加保険料のお払い込みが必要となります。
 職種級別B級⇒職種級別A級への変更の場合、保険金額・日額は変更せず、保険料の差額について返還します。
 ※2022年4月1日以降始期契約用の補償内容を記載しております。今後の商品改定により補償内容が変更となる場合がありますので、最新のパンフレットをご確認ください。

傷害について

国内外を問わず「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合、死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償します。

お支払い例 30G型に加入されたAさん(A級職種)の場合

ご加入時に一時払で30万円お支払いいただき、その後、10年間補償されます。

階段を踏み外し、骨折し20日間入院して、手術をし、その後30日通院した場合



入院保険金 日額8,500円×20日=17万円
 手術保険金 8.5万円
 通院保険金 日額3,000円×30日=9万円

合計34.5万円をお支払いいたします。

車にはねられ、後遺障害(第1級)となった場合



後遺障害保険金として
1,156万円をお支払いいたします。
 ※お支払いする保険金は障害の程度により異なります。

保険料は30万円(10年間分) ひと月あたり約2,500円です

賠償責任について

日常生活において、ご本人やご家族が偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合、個人等への賠償責任を補償します。

賠償責任保険金の事故の補償対象例

お店の商品を誤って壊してしまいました。



自転車で通行人にケガをさせた。
 (※仕事上の事故を除く)



Data

自転車事故の高額賠償判決(なんと9,521万円!!)

【ご参考】自転車事故の高額賠償判決例

(日本損害保険協会「知っていますか?自転車の事故」より)

賠償命令額(概算額)	9,521万円	9,266万円
事故の概要	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。
	神戸地方裁判所/平成25年7月4日判決	東京地方裁判所/平成20年6月5日判決

日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故について示談交渉サービスが利用できます。

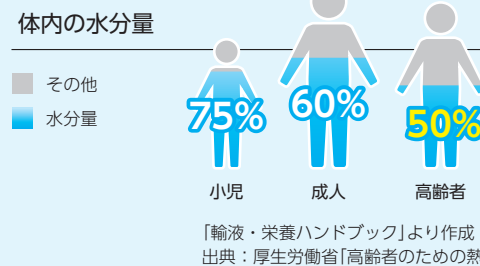
※ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者にご協力いただけない場合等は利用できません。また、「もらい事故」のように被保険者に損害賠償責任がない場合は、当該サービスの対象外です。

熱中症補償および食中毒補償について

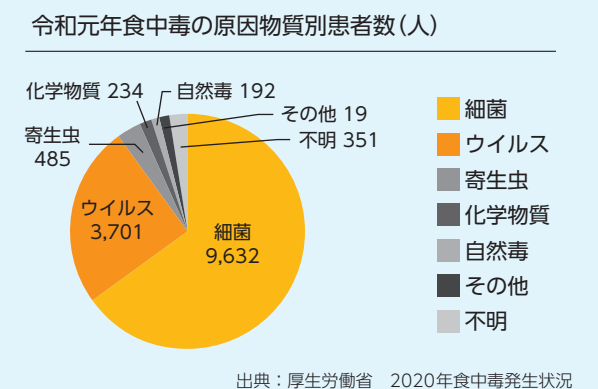
「熱中症」および「細菌性・ウイルス性食中毒」による入院・通院等も補償します。(死亡保険金は対象外)

⚠️ 高齢者の方は特に熱中症への注意が必要です

- 1. 体内の水分が不足しがちです**
 高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。
 - 2. 暑さに対する感覚機能が低下しています**
 加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。
 - 3. 暑さに対する体の調節機能が低下します**
 高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。
- 近年、夏の猛暑による熱中症の被害が増えています。熱中症により救急搬送されている方のうち、高齢者が56.3%と半数以上を占めています。



⚠️ 食中毒の患者数全体の約9割を「細菌性食中毒」・「ウイルス性食中毒」が占めています



保険期間中の付帯サービスについて

いつでも相談できる「24時間健康・医療相談サービス」と「24時間介護相談サービス」がご利用いただけます。相談は無料です。

・本サービスは保険期間中、明治安田損害保険(株)の委託先である明治安田ライフプランセンター(株)がご提供します。
 ・本サービスは、保険証券記載の保険期間中にご利用いただけます。なお、サービスは予告なしに変更または中止することがあります。この場合、改定内容および改定日をご契約者さまあて通知もしくは公表します。
 ・本サービスは、明治安田損害保険(株)が提供する保険商品(普通傷害保険)の一部を構成するものではありません。